

使用料見直しの考え方について

市施設の使用料は、平成 21 年度に一部見直して以来、据え置いてきました。しかし、施設の大半は建設から 30 年ないし 40 年以上が経過し、毎年、施設設備の維持管理更新に多額の費用を要しており、また、昨今の電気料金や燃料費等の高騰により維持管理・サービス提供経費が大きく増嵩しています。そのため、施設の利用者と利用しない者との立場を考慮すると権衡を失っており、「市民負担の公平性」を確保する必要性が生じています。

今回の見直しに当たっては、電気や燃料を多く使用し、その価格高騰の影響を特に受けている施設等に限定して、利用者への影響に配慮するとともに適切な負担を求めるため、施設ごとに維持管理経費の増嵩状況を勘案したり、近隣市町、類似施設との比較検討等を行い、次に掲げる使用の類型に分け、別紙のとおり改定素案として取りまとめました。

1 建物施設の物理的使用

(1) 文化会館、市民総合体育館、城南緑地運動施設及び海浜スポーツセンター

現在適用している使用料算定時からの物価上昇分等を加味し算定した改定案としている。

なお、市民総合体育館及び城南緑地運動施設の個人使用料については、市民の健康増進の観点等から利用者への影響に配慮し、据置きとしている。

(2) 加里屋まちづくり会館

原価算定及び県下類似施設の状況を勘案した改定案としている。

2 施設とサービスの一体使用

(1) 葬儀施設

市民の火葬の執行に係る使用料については、物価上昇及び近隣市町との均衡を勘案した改定案としている。

市民の祭壇及び飾付具の使用並びに死体預かりに係る使用料については、近隣市町との均衡を勘案し、据置きとしている。

なお、市民でない者に係る各使用料については、近隣市町の料金設定（2～6 倍）の状況に鑑み、市民の 3 倍の料金設定としている。

(2) 産汚物焼却

市民の使用料については、物価上昇及び近隣市町との均衡を勘案した改定案としている。

なお、市民でない者の使用料については、葬儀施設と同様、市民の 3 倍の料金設定としている。

(3) 動物焼却

利用者の多くが単独焼却となる収骨を希望し、複数の動物の混焼ができず経費等が負担増となっている現状及び県下市町の状況を勘案し、収骨の有無により料金を区別

するとともに、「収骨あり」の使用料については、物価上昇を勘案した改定案として
いる。

なお、市民でない者の使用料については、産汚物焼却と同様、市民の 3 倍の料金設
定としている。